

「嶮山小学校いじめ防止基本方針」

平成26年2月18日策定

令和2年6月1日改定

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「横浜基本方針」を受け、本校の学校教育目標及び児童の実態に照らした「嶮山小学校いじめ防止基本方針」を設定します。

I. いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。〈法第2条〉

②いじめを防止等に向けての基本理念

- (1) いじめはどの学校にも、どの集団にも、どの子にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるという認識のもと、いじめの把握に努めます。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや担任だけの問題とせず、学校の組織や関係機関、家庭、地域と連携して広く社会全体で取り組みます。
- (3) あらゆる教育活動を通じ、児童のだれもが安心して豊かに過ごせるように自己有用感の醸成やいじめを許さない適切な人間関係の確立を図ります。
- (4) 万が一、いじめが発生した場合は、早急に当該児童を守り、関係児童への聞き取りと指導を組織的に行い、適切な人間関係の修復を図り、再発しないよう指導と見守りを強化します。

II. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

嶮山小校務分掌組織の特別委員会に位置づけます。

① 委員会の構成員

- ・校内に「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。（「児童指導委員会」を活用します。）構成委員は、校長・副校長・担任・学年主任・養護教諭・児童指導委員会（児童支援専任・ブロック担当者）をもって設置します。

※必要に応じて、心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等）の参加を求めます。

② 役割

- ・月に1回定期的に開催します。
- ・いじめの疑いや事案に対して、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会が中核となって組織的に取り組みます。
- ・いじめに関する情報の収集や記録（保管）、対応に関する役割分担をする際の中核となります。
- ・重大事態が起こったときは、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行います。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の策定や検証を行います。

Ⅲ. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止への取組

いじめはどの子にも起こりうるという認識のもと、いじめ防止に向けて次のように取り組んでいきます。

- ・児童の誰もが安心して豊かに過ごせる場として、人権教育全体計画及び指導計画、道徳教育全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに情操教育を進めます。
- ・日常の学習や生活の中で、自己有用感・自尊感情をもてるよう支援すると共に、他者の人権を尊重し、ルールを大切にして生きていこうとする態度を育成します。
- ・分かる授業、魅力的な授業を実施し、児童が楽しく学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加できるようにします。

②いじめの早期発見

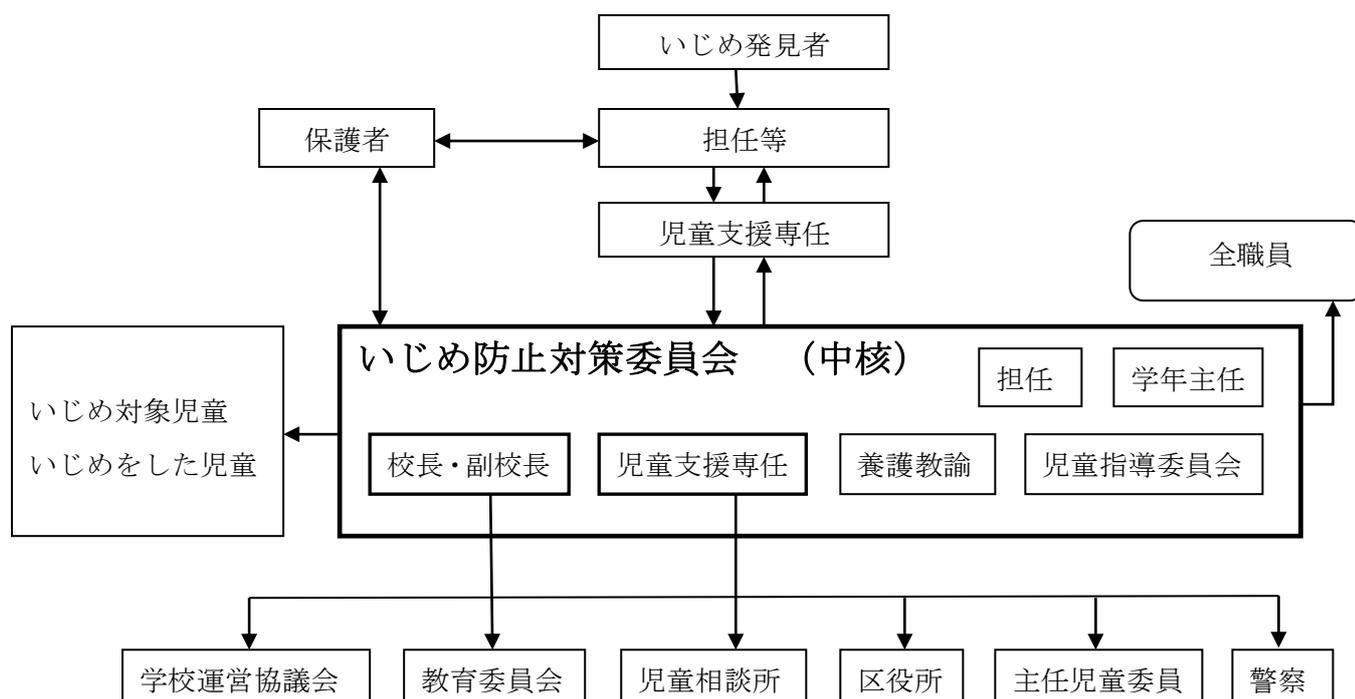
いじめは、どこでもどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であること、また大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、危機感をもち、次のように早期発見につとめます。

- ・いじめは絶対に許さない・見逃さないという児童同士の間関係と教職員の見守り体制を構築します。
- ・日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、些細な変化についてもキャッチし対応できるよう観察・指導をきめ細かく行います。
- ・YP アセスメントやいじめに関するアンケート、教育相談を定期的に行い、実態把握に努めます。

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、職員一人で抱え込むのではなく「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的かつ迅速に対応します。被害児童を守り抜き、児童・保護者に寄り添う指導・支援を行います。同時に、加害児童・保護者に対し、事実報告及びそれに伴う指導・支援を継続的に行います。児童同士の適切な人間関係の修復を図り、再発しないよう指導と見守りを強化します。

いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報すると共に、関係機関、専門機関と連携します。



④いじめの解消

少なくとも2つの要件が満たされている必要があるため、確実に解消できるか「いじめ防止対策委員会」で検討を行い、決定します。(これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じてほかの事情も勘案して判断するものとします。)

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していること。

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、面談等で確認します。

※いじめが「解消している」とは、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

⑤いじめに対する研修

「いじめ防止対策委員会」の年間計画をもとに、児童理解研修（YP アセスメント）、特別支援教育研修を企画し、実施します。

⑥学校・家庭・地域連携事業の活用

いじめについて、保護者や地域の方々と情報を交換し、必要に応じて共有化していく。PTA 運営委員会や学校運営協議会（すすき野・嶮山ネット）、教育サポートクラブを通して学校・家庭・地域と連携を深めていく。

⑦取り組みの年間計画

| 月 | 内 容 |
|-------|--|
| 4 | 組織の役割の確認 児童の実態把握・情報収集 |
| 5・6 | 児童の実態把握・共通理解・情報収集 |
| 7 | 学校の状況・児童の実態の共通理解（個別の教育指導計画等を基に） 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） YPアセスメントの研修・実施 いじめアンケート実施 |
| 8 | 夏休み明けの学校の状況・児童の実態の共通理解（YPアセスメント等を基に） 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） 特別支援教育研修① いじめアンケートのまとめ |
| 8・9 | 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） |
| 10 | 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） |
| 11・12 | 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） 人権週間の取組 YPアセスメントの研修・実施 いじめアンケート実施・まとめ |
| 1 | 学校の状況・児童の実態の共通理解（YPアセスメント等を基に） 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） |
| 2 | 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） 特別支援教育研修② |
| 3 | 学校の状況・児童の実態の共通理解 児童理解（個に応じた対応、児童支援専任報告） 次年度に向けてのまとめと引き継ぎ（個別の教育指導計画等） |

新型コロナウイルス感染拡大防止のための一斉臨時休校により、例年の予定より変更を行いました。

IV. 重大事態への対処

1. 重大事態の定義

①いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- (1) 自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合等

②いじめを受けた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合、1年間30日を目安とします。但し、一定期間連続している場合は、目安に関わらず重大事態として対応します。

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえます。

2. 発生の報告

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会（北部学校教育事務所担当指導主事）に報告します。「いじめ防止対策委員会」を中核にして、迅速に対処し、「いじめ調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告します。同時に、いじめに関係した児童と保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係及び学校の指導について報告します。

V. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行います（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。